産業財産権で使用される制度及び用語の解説

■減免制度

●中小企業者等を対象として、出願審査請求料及び特許料（1～10年）、国際出願の出願料等について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

対象者と軽減率

対象者				軽減率	
		条件 ※		出願審査請求料及び特許料1～10年	国際出願に関する出願料等
中小企業組合	小規模企業	従業員20人以下		1/3に軽減	1/3に軽減
	中小ベンチャー企業	設立後10年未満 かつ 資本金3億円以下			
	中小企業（法人税非課税）	資本金3億円以下 かつ 法人税非課税		1/2に軽減	軽減なし
	中小企業（大企業に支配されない）	従業員300人以下 又は 資本金3億円以下（製造業） 大企業に支配されていないこと		1/2に軽減（軽減なし）	1/2に軽減（軽減なし）
	組合等	企業組合、協同組合、特定非営利活動法人等			
	中小企業（研究開発型）	従業員300人以下 又は 資本金3億円以下（製造業） 試験研究費等比率が収入金額の3%以上等		1/2に軽減	
個人事業主	小規模個人事業主	従業員20人以下		1/3に軽減	1/3に軽減
	ベンチャー個人事業主	事業開始後10年未満			
	個人事業主（法人税非課税）	事業税非課税		1/2に軽減	軽減なし
	中小個人事業主	従業員300人以下（製造業、建設業、運輸業）			1/2に軽減（軽減なし）
個人	所得税非課税者		特許	1/2に軽減	軽減なし
			実用新案	実用新案登録料は３年間猶予 実用新案技術評価書料は1/2に軽減	
	市町村民税非課税者及び生活保護受給者		特許	特許料（第1年分から第3年分）：免除 特許料（第4年分から第10年分）：1/2	
			実用新案	実用新案登録料（第1年から第3年）：免除 実用新案技術評価書料：免除	

※主な条件です。従業員数、資本金等は、業種によって異なります。
軽減率の（　）内は、2019年3月31日までに出願審査請求・国際出願をなした案件。

■国際出願の制度一覧

	特許（実用新案）		商標		意匠	
出願方法	個別出願	PCT出願（特許協力条約：PCT）	個別出願	マドプロ出願（マドリッド協定議定書）	個別出願	ハーグ出願（ジュネーブ改正協定）
パリ条約優先権主張	なし　あり	なし　あ　り	なし　あり	なし　あ　り	なし　あり	なし　あ　り
パリ条約優先期間	／　１年	／　１年	／　６ケ月	／　６ケ月	６ケ月	／　６ケ月
使用言語	各国の指定言語	日本語 又は 英語	各国の指定言語	英語、フランス語、スペイン語（日本国特許庁は英語のみ）	各国の指定言語	英語、フランス語、スペイン語
出願先	各国特許庁	日本国特許庁	各国特許庁	日本国特許庁	各国特許庁	日本国特許庁 又は 国際事務局（WIPO）
備　考	出願国の代理人が必要。	・国際段階として、1通の出願で、全加盟国に出願したこととみなされる。 ・国内段階として、権利取得希望国（指定国）には移行手続きを行い、指定国毎に登録が判断される。	出願国の代理人が必要。	・日本に出願または登録された商標が必要。 ・1通の出願で、権利取得希望国（指定国）のすべてに出願可能。 ・指定国毎に審査される。	出願国の代理人が必要。	・1通の出願で、権利取得希望国（指定国）のすべてに出願可能。 ・指定国毎に審査される。

■特許と実用新案の比較

	特　許	実用新案
保護対象	物、製造方法、方法の発明	物品の構造、形状、または組み合わせの考案
新しさ（新規性）	今までにない新しいもの。 （公然と知られた発明、実施された発明、文献に記載された発明、展示会に出展した発明、インターネット上で公開された発明等は、「新しさ」はありません）	
難易度（進歩性）	高い	特許の場合と比較して低い
権利期間	出願から20年（一部25年）	出願から10年
実体審査（審査請求制度）	出願から３年以内に出願審査請求を行い、実体審査を受ける必要あり。	実体審査なしで登録。（権利化）
権利の行使	特許権を得た後は、行使が可能。	「実用新案技術評価請求」を行い、本評価が最高のランク（６）を得ないと権利の行使ができない。
権利化までの費用の概算 （出願料から３年目の特許料・実用新案登録料まで） （請求項数が５の場合）	弁理士に依頼しない場合・１８１,３００円（印紙代） 弁理士に依頼した場合・５０～７０万円程度（印紙代＋手数料）※	弁理士に依頼しない場合・２１,８００円（印紙代） 弁理士に依頼した場合・２５～３５万円程度（印紙代＋手数料）※
１０年目までの維持費用の概算 （４～１０年目までの特許料・実用新案登録料） （請求項数が５の場合）	１８４,０００円（印紙代）	１１３,２００円（印紙代）
減免制度	一定の要件を満たすと、審査請求料、特許料が減免可能。	利用不可。（一部使用可能な場合がある）
備考	権利化は難しく費用も高い。しかし、権利の行使は容易。	権利化は容易であり、第三者に対して一定の抑止効果がある。しかし、権利の行使は難しい。

※弁理士に依頼する場合は、事務所及び案件により異なるので、必ず見積りをとってください。

■出願変更制度

●特許、実用新案及び意匠は、相互に出願変更することが可能です。
●商標は出願変更制度は存在しません。

出願変更可能な期間

		変更前（原出願）		
		特　許	実用新案	意　匠
変更後	特許		・出願日から3年以内（ただし実用新案権は放棄）	・出願日から3年以内(ただし出願係属中 ※) 又は ・拒絶査定の送達日から3月以内
	実用新案	・出願日から9年6月以内(ただし出願係属中 ※) 又は ・拒絶査定の送達日から3月以内		・出願日から9年6月以内(ただし出願係属中 ※) 又は ・拒絶査定の送達日から3月以内
	意匠	・出願係属中 ※ 又は ・拒絶査定の送達日から3月以内	・出願係属中 ※	

※取り下げや登録された場合は、出願係属中になりません

■国内優先権制度（出願から１年以内であれば、内容の追加や修正や削除が可能）

●特許及び実用新案は出願から1年以内であれば、この出願（基礎出願）に新規事項を追加した新たな出願（国内優先権出願）が可能です。
●基礎出願は取り下げとなります。
●国内優先権出願で基礎出願に記載された発明の出願日は、基礎出願の出願日までさかのぼって扱われます。
●意匠及び商標に関しては、本制度は存在しません。

■商標の区分

●商標出願書類は、「マーク（商標）」とその商標を使用する「商品又は（及び）サービス（指定商品･役務）」の組み合わせを記載します。
●「商品、サービス」は45のカテゴリーに分かれており、そのカテゴリーの単位を「区分」といいます。
●区分数を増やして出願すると、出願料、登録料、更新料が上がります。

表は概略です。詳細は当窓口に問い合わせて下さい。